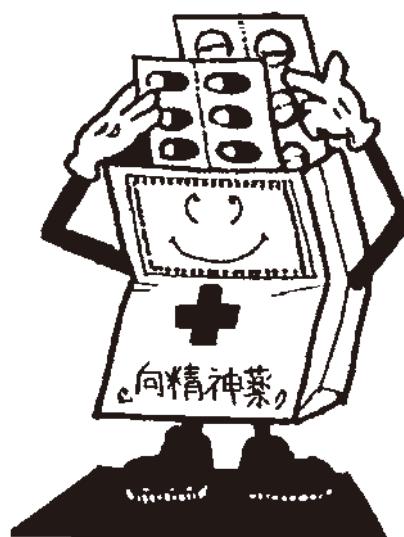


向精神薬取扱いの手引

病院・診療所・
飼育動物診療施設用



令和5年7月改訂

東京都保健医療局

目 次

I 用語の定義

1 向精神薬	1
2 向精神薬取扱者	1

II 向精神薬の取扱い

1 譲受と譲渡	2
2 保管	3
3 廃棄	3
4 事故	4
5 記録	4
6 携帯輸出（輸入）	5
7 立入検査	5

III 向精神薬の流通管理

1 メチルフェニデート塩酸塩製剤（リタリン、コンサーダ）	6
2 モダフィニル製剤（モディオダール）	8
3 ブプレノルフィン経皮吸収型製剤（ノルスパンテープ [®] ）	9

IV 向精神薬一覧（令和5年7月現在）

1 物質名一覧表	10
2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】	11

向精神薬様式（コピーして届出に利用してください。）

様式 向精神薬事故届	14
------------	----

薬務課WE Bページのご案内	15
----------------	----

向 精 神 薬

I 用語の定義

1 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第2条第6号）

向精神薬とは、「法別表第3」に掲げられた物質及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令第3条各号」に掲げられた物質のことです。

該当品目については、P10～13の「IV 向精神薬一覧」を参照してください。

向精神薬は、その乱用の危険性及び医療上の有用性の程度により、第1種、第2種及び第3種向精神薬の3種類に分類され、それぞれ規制内容が異なります。（法第50条の9）

向精神薬の容器及び直接の被包には「◎」表示があります。（法第50条の19）

2 向精神薬取扱者（法第2条第26号）

以下の者をいいます。

- ① 向精神薬輸入業者
- ② 向精神薬輸出業者
- ③ 向精神薬製造製剤業者
- ④ 向精神薬使用業者
- ⑤ 向精神薬卸売業者
- ⑥ 向精神薬小売業者
- ⑦ 病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）の開設者
- ⑧ 向精神薬試験研究施設設置者

II 向精神薬の取扱い

1 譲受と譲渡

(1) 譲受（法第50条の16、法施行規則（以下「規則」という。）第36条）

向精神薬は、向精神薬卸売業者（法第50条の26でみなされた医薬品卸販売業者及び薬局を含む。以下同じ。）、向精神薬輸入業者又は向精神薬製造製剤業者から譲り受けください。

そのほか、次の場合も譲り受けることができます。

ア 向精神薬の交付を受けた患者又は患者の家族等から、施用中止又は死亡等の理由により施用する必要のなくなった向精神薬を譲り受ける場合（他の病院、薬局等が交付した向精神薬を含む。）

- イ 臨床試験に用いる治験薬を、登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合
- ウ 業務を廃止した向精神薬取扱者（移転前の病院等、開設者変更前の病院等を含む。）から、当該向精神薬取扱者が廃止時に所有していた向精神薬を廃止後50日以内に譲り受ける場合
- エ 災害時に地方公共団体の長から譲り受ける場合

(2) 譲渡（法第50条の16、規則第36条）

向精神薬の譲渡しは、原則として患者に交付する場合に限られます。

そのほか、次の場合も譲り渡すことができます。

- ア 向精神薬卸売業者、向精神薬輸入業者又は向精神薬製造製剤業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- イ 治験薬を向精神薬試験研究施設又はその施設と同一法人の向精神薬卸売業者に返却する場合
- ウ 患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合
- エ 病院等を廃止（移転、開設者の変更又は開設者の死亡・解散した場合を含む。）した病院等の開設者（開設者が死亡・解散した場合は、相続人等届出義務者）が、廃止後50日以内に、他の向精神薬取扱者（移転後の病院等、開設者変更後の病院等を含む。）に、廃止時に所有していた向精神薬を譲り渡す場合

※譲り渡す相手が、常時取引関係がない場合、相手方が向精神薬を譲り渡すことができる者であることを確認しなければなりません。（規則第40条第4項）

2 保管（法第50条の21、規則第40条）

（1）保管する際の注意点

- ア 向精神薬は、病院・診療所・飼育動物診療施設内の人目につかない場所で保管しなければなりません。（H23/9/1 薬食監麻発 0901 第1号）
- イ 向精神薬の保管は、盗難防止の注意が十分払われている場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければなりません。
- ウ 向精神薬は、麻薬と区別して保管しなければなりません。したがって、麻薬保管庫内に麻薬と向精神薬を混置することはできません。（法第34条）
- エ 向精神薬は、毒薬・劇薬と区別して保管しなければなりません。（医薬品医療機器等法第48条）
- オ 向精神薬は、毒物・劇物と区別して保管しなければなりません。（S52/3/26 薬発第313号）
- カ ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤（ソセゴン注、ペントジン注、レペタン注等）については、特に乱用・盗難のおそれが高いので、保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。
- キ 定期的に在庫確認を行うことが望ましいです。

（2）保管の具体例

ア 調剤室や薬品倉庫に保管する場合

夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけてください。日中であっても、業務従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけてください。

イ 調剤室内のロッカーや引き出しに入れて保管する場合

夜間、休日で保管場所に注意を払う者がいない場合は、同様に、ロッカーや引き出し又はその部屋の出入口にかぎをかけてください。

ウ 病棟のナースステーションに保管する場合

常時看護師等が必要な注意をしている場合以外は、向精神薬を保管するロッカーや引き出しにかぎをかけてください。

3 廃棄（法第50条の21、規則第40条）

ア 向精神薬の廃棄は、焼却、放流等、回収が困難な方法で行わなければなりません。

イ 第1種又は第2種向精神薬を廃棄したときは、廃棄した向精神薬の品名、数量、廃棄年月日を記録し、2年間保存しなければなりません。（記録については、P4の「5 記録」参照）

ウ 向精神薬の廃棄については、許可や届出の必要はありません。

回 II 向精神薬の取扱い

4 事故（法第50条の22、規則第41条）

次の数量以上の向精神薬について、盗難、紛失等の事故があった場合、向精神薬事故届[様式]により、速やかに東京都知事に届け出なければなりません。

ただし、盗難、強奪、脅取又は詐取であることが明らかな場合には、これらの数量未満でも向精神薬事故届により届け出るとともに、所轄の警察署にも届け出てください。

届出先：保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当（電話 03-5320-4505）

剤 形	数 量
末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* ODフィルム錠は「錠剤」にあたります。

* 譲り受けた数量、譲り渡した数量、在庫数量の把握などを適時行うことで保管管理状況を確認し、不審な点がある場合には必要な調査を行ってください。

5 記録（法第50条の23）

麻薬及び向精神薬取締法で規定されている事項を記載しています。医薬品医療機器等法における医薬品の記録についても確認し、両方の規定を満たすように記録する必要があります。

（1）記載事項及び保存

第1種及び第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、在庫管理等の観点から、同様に記録することが望ましいです。

- ア 向精神薬の品名・数量
- イ 譲受、譲渡又は廃棄年月日
- ウ 譲受又は譲渡の相手方の営業所等の名称・所在地

（2）記録の作成方法

次のいずれかの方法により行ってください。

- ア 帳簿を用意し、（1）ア、イ、ウの事項を記録する。
- イ 伝票を綴る。ただし、伝票に（1）ア、イ、ウの事項が記載されている必要があります。
また、他の伝票とは別に綴ってください。

(3) 記載上の注意

以下の点に注意してください。

ア 患者へ向精神薬を交付したとき又は施用したとき、患者から向精神薬の返却を受けたとき

又は返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。

イ 謙受・譲渡の相手方の本社でなく、営業所の名称・所在地を記録してください。

(4) 帳簿記載例

品名	サイレース錠 1mg		単位	T
年月日	数量	譲受、譲渡、 廃棄の別	譲受・譲渡の相手方の 営業所の名称・所在地	
2. 4. 1	100	譲受	株○○薬品○×営業所 東京都○×市○△1-2-3	
2. 5. 16	10	廃棄	溶解後、多量の水で放流	

(5) 医薬品として市販されている第1種・第2種向精神薬 ※ジェネリック医薬品は除く。

種別	物質名	商品名
第1種	セコバルビタール	注射用アイオナール・ナトリウム
	メチルフェニデート	コンサータ錠、リタリン錠
	モダフィニル	モディオダール錠
第2種	アモバルビタール	イソミタール原末
	ブプレノルフィン	ノルスパンテープ、レペタン注・坐剤
	フルニトラゼパム	サイレース錠・静注
	ベンタゾシン	ソセゴン錠・注射液
	ペントバルビタール	ラボナ錠

6 携帯輸出（輸入）（法第50条の8、法第50条の11、規則第27条、規則第30条）

原則、向精神薬の輸出（輸入）はできません。ただし、患者は、自己の疾病治療の目的で一定量（通常の用法用量で1か月分程度の量）以下の向精神薬（注射剤を除く）を携帯して出入国できます。

また、「処方箋の写し」又は「患者の氏名・住所及び携帯する向精神薬の品名・数量を記載した医師の証明書」があれば、一定量を超える数量や注射剤も携帯して出入国することができます。

なお、出国の場合、出国先の法律で禁止されている向精神薬もありますので、事前に出国先の大蔵省や領事館に確認してください。

7 立入検査（法第50条の38）

立入検査は、向精神薬による事故の未然防止等の目的で行われるものであり、犯罪捜査のために行うものではありません。

立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

III 向精神薬の流通管理

1 メチルフェニデート塩酸塩製剤（リタリン、コンサーダ）

（1）流通管理の根拠

メチルフェニデート塩酸塩製剤（商品名：リタリン、コンサーダ）は、医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件が付されているため、各製造販売業者による適正な流通管理の実施が義務付けられています。

また、医療機関、薬局等が使用する際の留意事項について、厚生労働省から通知が発出されています。

【参考：メチルフェニデート塩酸塩製剤の承認条件】

（1）リタリン

本剤の投与が、ナルコレプシーの診断、治療に精通し、薬物依存を含む本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ行われるとともに、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

（2）コンサーダ

医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。

本剤が、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通した医師によって適切な患者に対してのみ処方されるとともに、薬物依存を含む本剤のリスク等について十分に管理できる医療機関及び薬局においてのみ取り扱われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

【根拠通知】

- ◆ 塩酸メチルフェニデート（リタリン）その他向精神薬の適正使用、処方せんに係る疑義照会の徹底等について（H19/9/21 薬食発第 0921003 号）
- ◆ 塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について
(H19/10/26 薬食総発第 1026001 号、薬食審査発第 1026002 号、薬食安発第 1026001 号、薬食監麻発第 1026003 号)
- ◆ 「塩酸メチルフェニデート製剤の使用にあたっての留意事項について」の一部改正について（H25/12/20 薬食総発 1220 第 1 号、薬食審査発 1220 第 17 号、薬食安発 1220 第 10 号、薬食監麻発 1220 第 9 号）
- ◆ メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサーダ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）の使用にあたっての留意事項について（R1/9/4 薬生総発 0904 第 1 号、薬生薬審発 0904 第 3 号、薬生安発 0904 第 1 号、薬生監麻発 0904 第 1 号）

(2) 流通管理の対象となる製剤

物質名	商品名(会社名)	効能効果
メチルフェニデート 塩酸塩 (第1種向精神薬)	リタリン錠1.0mg (ノバルティスファーマ)	ナルコレプシー
	コンサーダ錠1.8mg コンサーダ錠2.7mg コンサーダ錠3.6mg (ヤンセンファーマ)	注意欠陥/多動性障害 (AD/HD)

(3) 流通管理の基本

- ア 有識者(医師・薬剤師・法律の専門家等)からなる第三者委員会を設置
- イ 医師・医療機関・薬局ごとに適正使用がなされるか否か同委員会で検討し、リスト化
- ウ 販売は、リスト化された医師・医療機関・薬局に限定
- エ 薬局は調剤前に処方医師・医療機関がリストに掲載されているか確認し、リストに無い場合は、調剤を拒否して製造販売業者へ連絡

(4) 医師、医療機関の登録

リタリン又はコンサーダを取り扱う場合、あらかじめ、流通管理事務局に申請し、登録を受ける必要があります。

また、登録を受けた医療機関でなければ、供給が受けられません。

医療機関の登録、適正使用等は、以下のホームページに掲載されています。

◆ リタリンを取り扱う場合(リタリン流通管理委員会)

【URL】<http://www.ritalin-ryutsukanri.jp>

◆ コンサーダを取り扱う場合(ADHD適正流通管理システム)

【URL】<https://www.adhd-vcdes.jp>

(5) 適正使用に係る留意事項

リタリン又はコンサーダの使用にあたっては、その効能効果、用法用量、添付文書の使用上の注意等を踏まえ、リタリンにあってはナルコレプシー、コンサーダにあっては注意欠陥/多動性障害の適切な診断等を行った上で適正に処方等を行ってください。

特に薬物依存の発現について十分なリスク管理を行ってください。

④ III 向精神薬流通管理

2 モダフィニル製剤（モディオダール）

（1）流通管理の根拠

モダフィニル製剤（商品名：モディオダール錠）は、医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件が付されているため、各製造販売業者による適正な流通管理の実施が義務付けられています。

【参考：モダフィニル製剤の承認条件】

1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
2. 特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。
3. 本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、令和3年3月31日までは従前の例によることができる。

【根拠通知】

- ◆モダフィニル製剤（モディオダール錠 100mg）の使用に当たっての留意事項について（R2/2/21 薬生総発 0221 第1号、薬生薬審発 02213 第5号、薬生安発 0221 第1号、薬生監麻発 0221 第1号）
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤（モディオダール錠 100mg）の経過措置期間の延長について（R2/7/30 薬生総発 0730 第1号、薬生薬審発 0730 第9号、薬生安発 0730 第1号、薬生監麻発 0730 第10号）

（2）流通管理の対象となる製剤

物質名	商品名（会社名）	効能効果
モダフィニル (第1種向精神薬)	モディオダール錠 100mg (アルフレッサ ファーマ)	ナルコレプシー 特発性過眠症 持続陽圧呼吸（CPAP）療法等による気道閉塞に対する治療を実施中の閉塞性睡眠時無呼吸症候群

（3）医師・医療機関の登録

モディオダールを取り扱う場合、あらかじめ、適正使用委員会に申請し、登録を受ける必要があります。

また、登録を受けた医療機関でなければ、供給が受けられません。

医療機関の登録、適正使用等については、以下のホームページに掲載されています。

- ◆ モディオダール錠を取り扱う場合（モディオダール適正使用委員会）

【URL】 <http://modiodal-tekiseishiyou.jp/>

3 ブプレノルフィン経皮吸収型製剤（ノルスパンテープ）

（1）流通管理の根拠

ブプレノルフィン経皮吸収型製剤（商品名：ノルスパンテープ）は、医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件が付されているため、各製造販売業者による適正な流通管理の実施が義務付けられています。

【参考：ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の承認条件】

変形性関節症及び腰痛症に伴う慢性疼痛の診断、治療に精通した医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等についても十分に管理・説明できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ用いられ、それら薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

【根拠通知】

- ◆ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について
(H23/2/23 薬食審査発 0223 第7号、薬食監麻発 0223 第1号)

（2）流通管理の対象となる製剤

物質名	商品名（会社名）	効能効果
ブプレノルフィン (第2種向精神薬)	ノルスパンテープ 5mg ノルスパンテープ 10mg ノルスパンテープ 20mg (ムンディファーマ)	非オピオイド鎮痛剤で治療困難な「変形性関節症」及び「腰痛症」に伴う慢性疼痛における鎮痛

（3）医師・医療機関の登録

ノルスパンテープを取り扱う場合、あらかじめ、流通管理事務局に申請し、登録を受ける必要があります。

また、登録を受けた医療機関でなければ、供給が受けられません。

医療機関の登録、適正使用等については、以下のホームページに掲載されています。

- ◆ ノルスパンテープを取り扱う場合（ノルスパンテープ適正使用推進WEBサイト）

【URL】 <https://norspan.jp>

（4）適正使用に係る留意事項

本剤を処方する場合は、本剤が麻薬及び向精神薬取締法上の向精神薬であること、添付文書の使用上の注意等を踏まえ、適正に処方・説明等を行うこと。また、原因となる器質的病変、心理的・社会的要因、依存リスクを含めた包括的な診断を行い、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。

IV 向精神薬一覧(令和5年7月現在) 1 物質名一覧表

	物 質 名	薬理作用		物 質 名	薬理作用	
第 1 種	ジペプロール	鎮 咳		デロラゼパム	中枢抑制	
	セコバルビタール	中枢抑制	○	トリアゾラム	中枢抑制	○
	フェネチリン	中枢興奮		ニトラゼパム	中枢抑制	○
	フェンメトラジン	中枢興奮		ニメタゼパム	中枢抑制	
	メクロカロン	中枢抑制		ノルダゼパム	中枢抑制	
	メタカロン	中枢抑制		ハラゼパム	中枢抑制	
	メチルフェニデート	中枢興奮	○	バルビタール	中枢抑制	○
	モダフィニル	中枢興奮	○	ハロキサゾラム	中枢抑制	○
第 2 種	アモバルビタール	中枢抑制	○	ピナゼパム	中枢抑制	
	カチン	中枢興奮		ビニルビタール	中枢抑制	
	グルテチミド	中枢抑制		ピプラドロール	中枢興奮	
	シクロバルビタール	中枢抑制		ピロバレロン	中枢興奮	
	ブタルビタール	中枢抑制		フェナゼパム	中枢抑制	
	ブプレノルフィン	鎮 痛	○	フェノバルビタール	中枢抑制	○
	フルニトラゼパム	中枢抑制	○	フェンカンファミン	中枢興奮	
	ペンタゾシン	鎮 痛	○	フェンジメトラジン	中枢興奮	
第 3 種	ペントバルビタール	中枢抑制	○	フェンテルミン	中枢興奮	
	アミノレクス	中枢興奮		フェンプロポレクス	中枢興奮	
	アルプラゾラム	中枢抑制	○	ブトバルビタール	中枢抑制	
	アロバルビタール	中枢抑制	○	プラゼパム	中枢抑制	
	アンフェプラモン	中枢興奮		フルアルプラゾラム	中枢抑制	
	エスクロルビノール	中枢抑制		フルジアゼパム	中枢抑制	○
	エスタゾラム	中枢抑制	○	フルプロマゾラム	中枢抑制	
	エチゾラム	中枢抑制	○	フルラゼパム	中枢抑制	○
第 3 種	エチナメート	中枢抑制		ブロチゾラム	中枢抑制	○
	エチランフェタミン	中枢興奮		プロピルヘキセドリン	中枢興奮	
	オキサゼパム	中枢抑制		プロマゼパム	中枢抑制	○
	オキサゾラム	中枢抑制	○	ペモリン	中枢興奮	○
	カマゼパム	中枢抑制		ベンツフェタミン	中枢興奮	
	クアゼパム	中枢抑制	○	マジンドール	食欲抑制	○
	クロキサゾラム	中枢抑制	○	ミダゾラム	中枢抑制	○
	クロチアゼパム	中枢抑制	○	メソカルブ	中枢興奮	
第 3 種	クロナゼパム	抗てんかん	○	メダゼパム	中枢抑制	○
	クロナゾラム	中枢抑制		メチプリロン	中枢抑制	
	クロバザム	抗てんかん	○	メチルフェノバルビタール	中枢抑制	
	クロラゼプ酸	中枢抑制	○	メフェノレクス	中枢興奮	
	クロルジアゼポキシド	中枢抑制	○	メプロバメート	中枢抑制	
	ケタゾラム	中枢抑制		レフェタミン	鎮 痛	
	ジアゼパム	中枢抑制	○	レミマゾラム	中枢抑制	○
	ジクラゼパム	中枢抑制		ロフラゼプ酸エチル	中枢抑制	○
第 3 種	セクブタバルビタール	中枢抑制		ロプラゾラム	中枢抑制	
	ゾピクロン	中枢抑制	○	ロラゼパム	中枢抑制	○
	ゾルピデム	中枢抑制	○	ロルメタゼパム	中枢抑制	○
	テトラゼパム	中枢抑制				
	テマゼパム	中枢抑制				

注1)それぞれの物質の塩類及びそれらを含有するものを含む。

注2)○印は、我が国で医薬品として流通しているものを示す。

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表 【物質名順】

※ジェネリック医薬品は除く。

(1) 第1種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名
セコバルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム(0.2)
メチルフェニデート塩酸塩	コンサーク錠18mg・錠27mg・錠36mg リタリン錠10mg
モダフィニル	モディオダール錠100mg

(2) 第2種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名
アモバルビタール	イソミタール原末
ブプレノルフィン	ノルスパンテープ5mg・テープ10mg・テープ20mg
ブプレノルフィン塩酸塩	レペタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg
ペンタゾシン塩酸塩 (塩酸ペンタゾシン)	ソセゴン錠25mg
ペントバルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg

(3) 第3種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名
アルプラゾラム	コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠 ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠
エスタゾラム	ユーロジン散1%・1mg錠・2mg錠
エチゾラム	デパス細粒1%・錠0.25mg・錠0.5mg・錠1mg
オキサゾラム	セレナール散10%・錠5・錠10
クアゼパム	ドラール錠15・錠20
クロキサゾラム	セパゾン散1%・錠1・錠2
クロチアゼパム	リーゼ顆粒10%・錠5mg・錠10mg

㊭ IV 向精神薬一覧

物 質 名	商 品 名
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg リボトリール細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg
クロバザム	マイスタン細粒1%・錠5mg・錠10mg
クロラゼプ酸二カリウム	メンドンカプセル7.5mg
クロルジアゼポキシド	クロルジアゼポキシド散1%「ツルハラ」・錠5mg「ツルハラ」・錠10mg「ツルハラ」 コントール散1%・散10%、5mg・10mgコントール錠 バランス散10%・錠5mg・錠10mg
ジアゼパム	セルシン散1%・シロップ0.1%・注射液5mg・注射液10mg 2mg・5mg・10mgセルシン錠 ダイアップ坐剤4・坐剤6・坐剤10 ホリゾン散1%・錠2mg・錠5mg・注射液10mg
ゾピクロン	アモバン錠7.5・錠10
ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー錠5mg・錠10mg
トリアゾラム	ハルシオン0.125mg錠・0.25mg錠
ニトラゼパム	ネルボン散1%・錠5mg・錠10mg ベンザリン細粒1%・錠2・錠5・錠10
ハロキサゾラム	ソメリン細粒1%・錠5mg・錠10mg
フェノバルビタール	フェノバルビタール原末・散10%・錠30mg・エリキシル0.4%・注射液100mg フェノバルビタール「ホエイ」原末・散10%「ホエイ」 フェノバルビタール散10%「シオエ」 フェノバルビタール散10%「マルイシ」
フェノバルビタールナトリウム	ノーベルバール静注用250mg ルピアール坐剤25・坐剤50・坐剤100 ワコビタール坐剤15・坐剤30・坐剤50・坐剤100
フェノバルビタールの配合剤	トランコロンP配合錠 ヒダントールD配合錠・E配合錠・F配合錠 複合アレビアチン配合錠
フルジアゼパム	エリスパン錠0.25mg
フルラゼパム塩酸塩	ダルメートカプセル15

物 質 名	商 品 名
プロチゾラム	レンドルミン錠0.25mg レンドルミンD錠0.25mg
プロマゼパム	プロマゼパム坐剤3mg・錠2mg・錠5mg レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5
ペモリン	ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg
マジンドール	サノレックス錠0.5mg
ミダゾラム	ドルミカム注射液10mg ミダフレッサ静注0.1%
メダゼパム	レスミット錠2・錠5
レミマゾラムベシル酸塩	アネレム静注用50mg
ロフラゼプ酸エチル	メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg
ロラゼパム	ワイパックス錠0.5・錠1.0 ロラピタ静注2mg
ロルメタゼパム	エバミール錠1.0 ロラメット錠1.0

[様式]

別記第35号様式（第41条関係）

向精神薬事故届

免許（登録）証の番号	第 号	免許（登録）年月日	令和 年 月 日
免許（登録）の種類			
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地	東京都	
	名 称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 (事故発生年月日、 場所、事故の種類)			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあっては、名称）</p> <p>東京都知事 殿 東京都保健所長 殿</p>			
連絡先 電話番号		()	

薬務課ＷＥＢページのご案内

令和5年7月現在

1 掲載内容

(1) 免許・指定申請様式等ダウンロード

申請様式等を掲載しています。

(2) 手引の御案内

次の手引を掲載しています。

- ・麻薬取扱いの手引（病院・診療所・飼育動物診療施設用）
- ・麻薬取扱いの手引（麻薬研究者用）
- ・麻薬取扱いの手引（薬局用）
- ・向精神薬取扱いの手引（病院・診療所・飼育動物診療施設用）
- ・向精神薬・覚醒剤原料取扱いの手引（薬局用）
- ・覚醒剤原料取扱者における覚醒剤原料取扱いの手引き（厚生労働省作成）

※PDF形式のファイルを開くには、Adobe Readerが必要です。

(3) 医療用麻薬廃棄方法

「調剤済麻薬廃棄届」による麻薬の廃棄方法を掲載しています。

(4) 新たに指定された麻薬等

2 アドレス

次のアドレスが「麻薬等取扱者」のページです。向精神薬と覚醒剤原料の情報も掲載しています。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/index.html>

3 問合せ先

保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北側

電話03-5320-4505 FAX03-5388-1434

保健医療局健康安全部薬務課のメールアドレス S1150603@section.metro.tokyo.jp

向精神薬取扱いの手引
(病院・診療所・飼育動物診療施設用)

令和5年7月改訂

編集・発行 東京都保健医療局健康安全部薬務課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03(5320)4505

